明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和五十七年八月二十日

○国会第九十六回 参議院会議録第二十六号

昭和五十七年八月二十日（金曜日）
午前十時三分開議

○議事日程　第二十七号
昭和五十七年八月二十日
午前十時開議

第一　私立学校振興助成法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第二　国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案（衆議院提出）
第三　裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第五　繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第六　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）
第七　厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第八　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案（衆議院提出）
第九　大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願（七十四件）
第一〇　景気浮揚対策に関する請願
第一一　木材・木工関連産業の振興に関する請願（二件）
第一二　昭和五十七年十一月ダイヤ改正に向けての東北新幹線と在来線ダイヤの接続に関する請願
第一三　電話加入権質に関する臨時特例法の時限延長に関する請願（四十三件）
第一四　身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願（三十二件）
第一五　法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（五件）
第一六　国籍法の改正に関する請願（九件）
第一七　国籍法の一部改正に関する請願（三十五件）
第一八　保育所振興対策の確立に関する請願（三十六件）
第一九　保育所の運営費等に対する国庫補助制度の改善等に関する請願（二件）
第二〇　民間保育事業振興に関する請願（十八件）
第二一　保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願（十二件）
第二二　無認可障害者作業所の助成に関する請願
第二三　手話通訳の制度化に関する請願
第二四　腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（二十五件）
第二五　難病対策の充実に関する請願
第二六　理容業の許認可等に関する請願（二件）
第二七　在宅重度障害者の介護料に関する請願（三十二件）
第二八　重度障害者の終身保養所設置に関する請願（三十二件）
第二九　寒冷地療養担当手当の改善に関する請願（三件）
第三〇　難病対策の抜本的強化拡充に関する請願
第三一　中国残留日本人孤児及び永住帰国者の援護に関する請願
第三二　精神障害者福祉法制定に関する請願
第三三　医療ソーシャルワーカーの資格の制度化に関する請願
第三四　国民健康保険制度の改善に関する請願
第三五　国立腎センター設立に関する請願（七件）
第三六　脊椎披裂（二分脊椎）症児者の医療の充実と改善に関する請願
第三七　中国残留孤児対策強化に関する請願
第三八　医療保険による老人のはり・きゅう・マッサージの施術にかかる療養費支給申請手続きの簡素化並びに施術内容の充実等に関する請願（四件）
第三九　労働行政体制確立に関する請願（七件）
第四〇　小規模障害者作業所の助成に関する請願（九件）
第四一　中国残留孤児の肉親捜し促進に関する請願
第四二　中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後における対策強化に関する請願（十六件）
第四三　理容師法・美容師法・クリーニング業法の資格免許制度堅持に関する請願
第四四　国民健康保険組合基盤強化に関する請願（四十二件）
第四五　中国残留孤児対策の強化に関する請願
第四六　保育行政の充実に関する請願（二件）
第四七　農業者年金制度の改善に関する請願
第四八　増産ふすま用小麦の増枠に関する請願
第四九　食糧自給率の向上と農畜産物の輸入規制に関する請願
第五〇　木材需給の安定と秩序ある外材輸入体制の確立に関する請願
第五一　木材産業の不況緊急対策に関する請願
第五二　蚕糸業の振興に関する請願
第五三　オレンジ・果汁・牛肉等の輸入自由化、枠拡大反対に関する請願
第五四　農畜産物輸入自由化反対に関する請願
第五五　昭和五十七年度畜産物政策価格並びに畜産経営の強化に関する請願
第五六　農畜産物の輸入抑制に関する請願
第五七　農畜産物の輸入規制並びに畜産経営安定対策及び価格安定対策の推進に関する請願
第五八　エサ米の転作作物としての認定に関する請願
第五九　農畜産物貿易自由化阻止に関する請願
第六〇　畜産経営の安定強化に関する請願
第六一　農畜産物の輸入抑制措置に関する請願
第六二　チチュウカイミバエ侵入阻止に関する請願
第六三　農産物の輸入規制に関する請願
第六四　農産物の輸入自由化、枠拡大阻止並びに畜産経営の安定等に関する請願
第六五　農産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する請願（二件）
第六六　こんにゃくの輸入自由化反対等に関する請願
第六七　松くい虫の防除に関する請願
第六八　農林水産業改良普及事業体制の維持強化に関する請願
第六九　農業基本政策の確立並びに昭和五十七年産米の政府買入価格に関する請願
第七〇　果汁の輸入自由化阻止等に関する請願（二件）
第七一　地熱資源の多目的利用事業に対する助成制度の拡充強化に関する請願
第七二　長崎市の災害対策強化に関する請願
第七三　中央自動車道長野線の建設促進に関する請願
第七四　第六次治山事業五箇年計画の完全実施に関する請願
第七五　住宅・宅地政策に関する請願（二件）
第七六　公共的施設における身体障害者のための施設整備に関する請願
第七七　肢体障害者に対する道路の段差解消等に関する請願（三件）
第七八　第九次道路整備五箇年計画の事業枠の

拡大に関する請願
第七九　第九次道路整備五箇年計画策定に関する請願
第八〇　第九次道路整備五箇年計画の推進に関する請願
第八一　公共事業の拡大に関する請願
第八二　勤労者の生活向上に関する請願
第八三　行政改革の実施に関する請願
第八四　旧満州棉花株式会社の恩給対象機関認定に関する請願
第八五　旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願（十件）
第八六　台湾人元日本軍人に関する請願
第八七　傷病恩給等の改善等に関する請願（三十三件）
第八八　婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願
第八九　婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に関する請願
第九〇　婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准促進に関する請願
第九一　朝鮮民主主義人民共和国へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願
第九二　婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願（三十四件）
第九三　核兵器の廃絶と軍縮の推進に関する請願
第九四　非戦、平和のための軍縮に関する請願
第九五　核兵器廃絶に関する請願
第九六　私学の学費値上げ抑制、大幅な私学助成等に関する請願（九件）
第九七　私学の学費値上げ抑制・大幅私学助成等に関する請願（四十四件）
第九八　私学の授業料等学費に対する助成等に関する請願
第九九　私学の学費値上げ抑制等に関する請願（二十件）
第一〇〇　私学の授業料等学費に対する大幅助成等に関する請願（二件）
第一〇一　中学校及び高等学校の教科内容の男女平等に関する請願（十四件）
第一〇二　私学助成の大幅増額、教育研究の発展に関する請願
第一〇三　青少年の健全育成に関する請願
第一〇四　私学の学費値上げ抑制、父母負担軽減等に関する請願（三件）
第一〇五　地方交付税の所要額の確保に関する請願
第一〇六　ホテル・旅館等の防火用設備等の改善融資に関する請願
第一〇七　覚せい剤事犯取締りの強化に関する請願
第一〇八　地方の行財政制度確立に関する請願
第一〇九　地方財政の確立に関する請願

○本日の会議に付した案件
一、国立国会図書館の館長の任命に関する件
一、国家公務員等の任命に関する件
一、日程第一より第一〇九まで
一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

○議長（徳永正利君）　これより会議を開きます。
この際、**国立国会図書館の館長の任命**について御諮りいたします。
国立国会図書館の館長に荒尾正浩君を両議院の議長において任命いたしたいと存じます。これを承認することに御異議ございませんか。
［「異議なし」と呼ぶ者あり］
○議長（徳永正利君）　御異議ないと認めます。
よって、承認することに決しました。

○議長（徳永正利君）　この際、**国家公務員等の任命に関する件**についてお諮りいたします。
内閣から、国家公安委員会委員に大塚喜一郎君を、電波監理審議会委員に芦部信喜君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。
まず、国家公安委員会委員の任命について採決をいたします。
内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
［賛成者起立］
○議長（徳永正利君）　過半数と認めます。
よって、これに同意することに決しました。
次に、電波監理審議会委員の任命について採決をいたします。
内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
［賛成者起立］
○議長（徳永正利君）　過半数と認めます。
よって、これに同意することに決しました。

○議長（徳永正利君）　**日程第一　私立学校振興助成法の一部を改正する法律案**
日程第二　国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案
（いずれも衆議院提出）
以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。文教委員長片山正英君。

審査報告書
私立学校振興助成法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十七年八月十日
文教委員長　片山　正英
参議院議長　徳永　正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、補助金の交付を受けた学校法人以外の私立の幼稚園の設置者が学校法人化しなければならない期間について特例を設けるとともに、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする「準学校法人」について新たに助成等に関する規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認めた。
なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
一、私立学校振興助成法附則第二条第五項の期限の延長は今回限りの措置とし、再延長は行わないこと。
二、政府は、次の事項について指導の徹底を図ること。
(一)　所轄庁は、補助金の交付を受けた学校法人以外の私立の学校の設置者で学校法人化をなし得なかつた者について、なし得なかつた理由及び経過についての報告書を提出させること。
(二)　所轄庁は、学校法人以外の私立の学校の設置者で今回の期限延長に伴い、引き続き補助金の交付を受けようとする者について補助金の交付に先だち、学校法人化への計画及び学校法人化への努力を誠実に行う旨の文書を提出させること。
三、政府は、法令を誠実に執行する立場から、三年以内に附則第二条第五項の条件が満たされるよう所要の措置を講ずること。
四、政府は、幼児教育全体の拡充整備に努め、特にその財政措置について配意し、また、今後とも幼稚園の教職員の待遇改善について引き続き努力すること。
五、政府は、前三項の進捗状況について、国会に適時報告すること。
右決議する。

私立学校振興助成法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。
昭和五十七年五月十四日
衆議院議長　福田　一
参議院議長　徳永　正利殿

私立学校振興助成法の一部を改正する法律
私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十

一号）の一部を次のように改正する。
第十五条の次に次の一条を加える。
（準学校法人への準用）
第十六条　第三条、第十条、第十二条及び第十三条の規定は、私立学校法第六十四条第四項の法人に準用する。
附則第二条に次の一項を加える。
6　前項の期間の末日が昭和五十九年三月三十一日までに到来することとなる者については、同項中「当該交付を受けることとなった年度の翌年度の四月一日から起算して五年以内」とあるのは、「昭和六十年三月三十一日まで」とする。
附　則
この法律は、公布の日から施行し、改正後の附則第二条第六項の規定は、昭和五十七年三月三十一日から適用する。

審査報告書
国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
昭和五十七年八月十日
文教委員長　片山　正英
参議院議長　徳永　正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、国立又は公立の大学等において外国人を教授等に任用できることとすることにより、大学等における教育及び研究の進展と学術の国際交流の推進を図ろうとするものであり、妥当な措置と認めた。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十七年八月五日
衆議院議長　福田　一
参議院議長　徳永　正利殿

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法
（目的）
第一条　この法律は、国立又は公立の大学等において外国人を教授等に任用することができることとすることにより、大学等における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。
（外国人の国立又は公立の大学の教授等への任用等）
第二条　国立又は公立の大学においては、外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下「教員」という。）を教授、助教授又は講師（以下「教員」という。）に任用することができる。
2　前項の規定により任用された教員は、外国人であることを理由として、教授会その他大学の運営に関与する合議制の機関の構成員となり、その議決に加わることを妨げられるものではない。
3　第一項の規定により任用される教員の任期については、大学管理機関の定めるところによる。
（外国人の国立大学共同利用機関等の職員への任用等）
第三条　国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）第三章の三及び第三章の四に規定する機関においては、外国人を国立の大学の教員に相当するこれらの機関の職員又は当該機関の運営に関する重要事項について、当該機関の長に助言し、若しくはその諮問に応ずる職員に任用することができる。
2　前条第三項の規定は、前項の規定により任用される職員について準用する。この場合において、同条第三項中「大学管理機関」とあるのは、「文部省令で定めるところにより任命権者」と読み替えるものとする。
（解釈規定）
第四条　第二条第一項及び前条第一項の規定は、国立の大学及び同項に規定する機関において国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第七項に規定する勤務の契約により教育又は研究に従事する外国人を採用することを妨げるものではない。
附　則
（施行期日）
1　この法律は、公布の日から施行する。
（暫定措置）
2　第二条第三項中「大学管理機関」とあるのは、当分の間、「評議会（一個の学部を置く大学又は一個の研究科を置く学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条の二の大学にあっては、教授会）の議に基づき学長」とする。

〔片山正英君登壇、拍手〕
○片山正英君　ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
まず、私立学校振興助成法の一部を改正する法律案は、第一に、個人立、宗教法人立など学校法人立以外の私立の幼稚園の設置者で補助金の交付を受けたものはその翌年度から五年以内に学校法人化しなければならないこととされておりますが、その期限が昭和五十七年三月末、五十八年三月末及び五十九年三月末に到来するものにつきましては、いずれもこれを六十年三月末まで延長しようとするものでございます。第二に、専修学校または各種学校の設置のみを目的とするいわゆる準学校法人について、新たに助成等に関する規定を整備しようとするものでございます。
なお、衆議院におきまして、学校法人化の期限が本年三月末にすでに到来した私立幼稚園に対して本案の延長規定を適用する修正が行われております。
委員会におきましては、学校法人化が進まない原因と学校法人化促進の必要性、幼稚園未設置市町村の解消、公立・私立の適正配置、幼保一元化など今後の幼児減少傾向に対応する幼児教育のあり方、専修学校・各種学校に対する助成の充実と適正な会計処理の確立、私学助成充実の必要性などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。
質疑終局の後、日本社会党を代表して宮之原委員より、学校法人化の期限を延長された幼稚園の設置者がその期間内に学校法人化しなかった場合、延長期間に係る補助金は原則として返還すべきものとする旨の修正案が提出されました。
討論はなく、採決の結果、日本社会党提出の修正案は賛成少数をもって否決、次いで原案は賛成多数をもって可決、よって本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、小野委員より、学校法人化期限の再延長は行わないこと等五項目から成る日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合の三会派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定いたしました。
次に、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案は、大学等における教育及び研究の進展と学術の国際交流の推進を図るため、国立または公立の大学等において外国人を教授等に任用することができるようにするものでございます。
委員会におきましては、本法律案提出に至る経緯、公務員には日本国籍が必要との法理を国公立大学教員に適用することの当否と本法律案との関係、外国人教員の学長、学部長等への任用の是非と任期制の運用方針、現行の外国人教師制度の拡充の必要性、公立小・中・高等学校への外国人教員任用問題等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。
質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（徳永正利君）　これより採決をいたします。

まず、私立学校振興助成法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永正利君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永正利君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（徳永正利君）　日程第三　裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鈴木一弘君。

審査報告書

裁判所法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年八月十日

法務委員長　鈴木　一弘

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、経済事情の変動及び民事訴訟の実情にかんがみ、簡易裁判所の取り扱う民事訴訟の範囲を改めるとともに、その管轄に属する訴訟のうち複雑困難なものを地方裁判所において処理するための必要な措置等を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

裁判所法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年七月八日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

裁判所法等の一部を改正する法律案

裁判所法等の一部を改正する法律

（裁判所法の一部改正）

第一条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「左の」を「次の」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「、第三十三条第一項第一号の請求」を削り、「あたる罪に係る訴訟以外の」を「当たる罪以外の罪に係る」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　第三十三条第一項第一号の請求以外の請求に係る訴訟及び同号の請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟の第一審

第三十三条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「三十万円」を「九十万円」に改め、同項第二号中「あたる」を「当たる」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第二条　民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項中「三十万円」を「九十万円」に改める。

第三十一条ノ二の次に次の一条を加える。

第三十一条ノ三　簡易裁判所ハ訴訟ガ其ノ管轄ニ属スル場合ニ於テモ当事者ノ申立及相手方ノ同意アルトキハ其ノ専属管轄ニ属スルモノヲ除クノ外訴訟ノ全部又ハ一部ヲ其ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ移送スルコトヲ要ス但シ之ニ因リ著ク訴訟手続ヲ遅滞セシムベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項本文ノ規定ハ不動産ニ関スル訴訟ニ付被告ノ申立アル場合ニ之ヲ準用ス但シ其ノ申立前被告ガ本案ニ付弁論ヲ為シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第三条　民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項及び第七項中「三十五万円」を「九十五万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、昭和五十七年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行前に地方裁判所に訴えの提起があつた事件については、なお従前の例による。

3　この法律の施行前に簡易裁判所に訴えの提起があつた事件については、この法律による改正後の民事訴訟法第三十一条ノ三第二項の規定は、適用しない。

〔鈴木一弘君登壇、拍手〕

○鈴木一弘君　ただいま議題となりました裁判所法等の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、経済事情の変動及び民事訴訟の実情にかんがみ、裁判所法、民事訴訟法及び民事訴訟費用等に関する法律をそれぞれ一部改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、簡易裁判所の取り扱う民事訴訟の訴額の上限を現行の三十万円から九十万円に引き上げること。第二に、訴額九十万円以下の不動産に関する訴訟を地方裁判所と簡易裁判所の競合管轄とするとともに、簡易裁判所はこの訴訟について被告からの申し立てがあれば地方裁判所に移送しなければならないものとすること。第三に、簡易裁判所で審理中の訴訟について、当事者双方が地方裁判所への移送を希望する場合に、これを地方裁判所に移送しなければならないものとすること等であります。

委員会におきましては、簡裁創設の理念と今次改正の方向、簡裁の事務移転等の現状と今後の方針、簡裁の訴訟手続の特則の活用状況、簡裁職員の増員問題等について質疑が重ねられたほか、参考人の意見を聴取する等慎重に審査を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（徳永正利君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永正利君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（徳永正利君）　日程第四　毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員

長目黒今朝次郎君。

審査報告書

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年八月十九日

社会労働委員長　目黒今朝次郎

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近におけるシンナー等の乱用者の動向にかんがみ、シンナー等の摂取、吸入等の禁止規定に違反した者に対する法定刑を引き上げるものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十七年八月十日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の四を削り、第二十四条の三を第二十四条の四とし、第二十四条の二の次に次の一条を加える。

第二十四条の三　第三条の三の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十六条中「第二十四条から第二十四条の三まで」を「第二十四条、第二十四条の二、第二十四条の四」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

〔目黒今朝次郎君登壇、拍手〕

○目黒今朝次郎君　ただいま議題となりました毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本案は、シンナー等をみだりに摂取し、もしくは吸入しまたはこれらの目的で所持する行為の禁止規定に違反した者に対する法定刑を引き上げ、新たに一年以下の懲役等に処することができることとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（徳永正利君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永正利君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（徳永正利君）　日程第五　繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長坂元親男君。

審査報告書

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年八月十九日

農林水産委員長　坂元　親男

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の蚕糸業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、蚕糸砂糖類価格安定事業団の保有する生糸の数量が適正な数量を超えている場合に限り、当該事業団が保有する生糸を、生糸需要の増進に資するため、新規の用途に向ける場合等に売り渡すことができることとする等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十七年八月五日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

繭糸価格安定法の一部を改正する法律

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の十の次に次の一条を加える。

（新規の用途に向けるための売渡し等）

第十二条の十の二　事業団は、第十二条の四に規定する場合のほか、生糸需要の増進に資するために新規の用途又は販路に向ける場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産大臣の承認を受けて、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によつて、その保有する第十二条の七第二項に規定する生糸を売り渡すことができる。

2　前項の規定による売渡しは、事業団の保有する生糸の数量が適正な数量を超えている場合に限り、することができる。

3　第一項の規定による生糸の売渡しの価格は、時価に準拠して事業団が農林水産大臣の承認を受けて定める。

第十二条の十三の三第一項中「事業団は」の下に「、国内において製造された生糸の価格が標準中間売渡価格を超えて騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には」を加える。

第十二条の十三の三第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第二項とする。

ただし、国内において製造された生糸の価格の安定を図るためやむを得ないと認められる場合として事業団が農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十二条の十三の三の次に次の一条を加える。

第十二条の十三の三の二　事業団は、前条第一項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によつて、輸入生糸を売り渡すことができる。

一　生糸需要の増進に資するために新規の用途又は販路に向ける場合その他農林水産省令で定める場合

二　絹業の健全な発展に資する見地から絹業を営む者に対し売り渡す場合（農林水産大臣が定める数量の範囲内の数量の輸入生糸を売り渡す場合に限る。）

2　第十二条の十の二第二項の規定は、前項第一号の規定による売渡しについて準用する。

3　第一項の規定による輸入生糸の売渡しの価格は、当該売渡しの目的、生糸の時価及び需給事情並びに当該輸入生糸の種類、繊度及び品位、買入れの価格並びに買入れ及び保管に要する費用の額を勘案して、事業団が農林水産大臣の承認を受けて定める。

第十二条の十三の四第一項中「前二条」を「前三条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この法律の施行の際現に事業団が締結している売渡契約に係る輸入生糸の売渡しについては、なお従前の例による。

〔坂元親男君登壇、拍手〕

○坂元親男君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近の蚕糸業をめぐる厳しい諸情勢にかんがみ、蚕糸砂糖類価格安定事業団の保有する生糸の数量が適正な数量を超えている場合に限り、当該事業団が保有する生糸を、生糸需要の増進に資するため、新規の用途に向ける場合等に売り渡すことができることとする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、今回の改正に伴う改正法の運用とその効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（徳永正利君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永正利君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（徳永正利君）　日程第六　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長福間知之君。

審査報告書

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和五十七年八月十九日

災害対策特別委員長　福間　知之

参議院議長　徳永　正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、農林漁業者、中小企業者等の災害による資金需要の増大に対処するため、これらの者に貸し付ける資金の貸付限度額を引き上げようとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費としては、昭和五十八年度において約六千二百万円の見込みである。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十七年八月十八日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律

（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の一部改正）

第一条　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第一号中「百六十万円」を「二百万円」に、「二百八十万円」を「三百五十万円」に、「四百万円」を「五百万円」に、「二千万円」を「二千五百万円」に改め、同条第八項中「二千万円」を「五千万円」に、「四千万円」を「五千万円」に改める。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正）

第二条　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「百六十万円」を「二百万円」に、「二百八十万円」を「三百五十万円」に、「四百万円」を「五百万円」に、「二千万円」を「二千五百万円」に、「四千万円」を「五千万円」に、「二百万円」を「二百五十万円」に、「三百二十万円」を「四百万円」に、「四百八十万円」を「六百万円」に改め、同条第二項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「二千万円」を「二千五百万円」に、「四千万円」を「五千万円」に、「六千万円」を「七千五百万円」に改める。

第十五条第一項中「八百万円」を「千万円」に、「二千四百万円」を「三千万円」に、「激甚災害」を「激甚災害」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第二条第四項第一号及び第八項並びに第二条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第八条及び第十五条第一項の規定は、昭和五十七年七月五日以後に発生した天災又は災害につき適用する。

〔福間知之君登壇、拍手〕

○福間知之君　ただいま議題となりました天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案について、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、農林漁業者、中小企業者等の災害による資金需要の増大に対処するため、これらの者に貸し付ける資金の貸付限度額を引き上げようとするもので、その内容は次のとおりであります。

まず、天災融資法の一部を改正し、被害農林漁業者に対する経営資金及び被害組合に対する事業資金の貸付限度額をそれぞれ二五％引き上げることとしております。

次に、激甚災害法の一部を改正し、激甚災害法が適用される場合の天災融資法の規定による経営資金及び事業資金並びに激甚災害法の規定による中小企業者に対する貸付金の貸付限度額をそれぞれ二五％引き上げることとしております。

なお、本法は公布の日から施行し、昭和五十七年七月五日以後に発生した天災または災害から適用することとしております。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長から趣旨説明を聴取した後、別に質疑、討論もなく、直ちに採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（徳永正利君）　これより採決をいたしま

す。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（徳永正利君）　総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（徳永正利君）　日程第七　厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長遠藤要君。

審査報告書
厚生省設置法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十七年八月十九日　内閣委員長　遠藤　要
参議院議長　徳永　正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、本格的な高齢化社会の到来に対応し、老人保健対策を総合的に推進するため、厚生省公衆衛生局に老人保健部を設置するとともに、医務局次長を廃止しようとするものであつて、妥当な措置と認める。
一、費用
本法律施行に要する経費は、約一億三千四百万円であり、昭和五十七年度一般会計予算に計上されている。

厚生省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十七年八月十八日　衆議院議長　福田　一
参議院議長　徳永　正利殿

厚生省設置法の一部を改正する法律案
厚生省設置法の一部を改正する法律
第一条　厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。
第六条第二項中「統計情報部を」の下に「、公衆衛生局に老人保健部を」を加える。
第七条第三項及び第四項を削る。
第九条に次の一項を加える。
2　老人保健部は、前項第一号の三及び第一号の四に掲げる事務並びに同項第十一号に掲げる事務のうち老人の保健の向上及び成人病の予防に関することをつかさどる。
第二条　厚生省設置法の一部を次のように改正する。
第九条第二項中「及び第一号の四」を削る。
附　則
1　この法律は、老人保健法（昭和五十七年法律第　号）第五章の規定の施行の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同法附則第四十一条の規定の施行の日から施行する。
2　老人保健法の一部を次のように改正する。
附則第四十一条のうち厚生省設置法第九条第一号の四を削る改正規定中「第九条第一号の四」を「第九条第一項第一号の四」に改める。

〔遠藤要君登壇、拍手〕
○遠藤要君　ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、本格的な高齢化社会の到来に対応し、老人保健対策を総合的に推進するため、厚生省公衆衛生局に老人保健部を設置し、老人保健法の施行に関する事務等を所掌させるとともに、これに伴い医務局次長の廃止等を行おうとするものであります。
委員会におきましては、老人保健対策の総合的推進と老人保健部設置との関係、老人保健部発足のための基盤整備の概要、老人保健法の施行と今後の老人医療行政等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。
質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（徳永正利君）　これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（徳永正利君）　過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○議長（徳永正利君）　日程第八　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案（衆議院提出）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長大鷹淑子君。

審査報告書
北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。
昭和五十七年八月十九日　沖縄及び北方問題に関する特別委員長　大鷹　淑子
参議院議長　徳永　正利殿

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図るため、国民世論の啓発、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実並びに北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のため特別の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
本法律施行に要する経費は、第七条に規定する特別の助成を除き約八十億円の見込みである。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たつては、北方領土問題に関するこれまでの国会における論議を踏まえ、かつ、北方領土隣接地域及び北方地域元居住者が置かれている特殊な事情にかんがみ、次の諸点に留意すべきである。
一、基本方針及び振興計画の策定及び実施に当たつては、北方領土隣接地域住民及び北方地域元居住者等（関係団体を含む。）の意向を十分に尊重すること。
二、元居住者に対する援護等の措置の次代世代の拡大に伴い必要な措置を早急に検討すること。
三、北方領土隣接地域振興等基金に対する国の補助金については、今後、その総額について検討するとともに、可及的速やかにこれを交付すること。
四、基金の運用に当たつては、元居住者及び地域住民の意向を十分に反映すること。
右決議する。

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和五十七年八月十日

衆議院議長　福田　一

参議院議長　徳永　正利殿

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、北方領土問題が未解決である現在の状況並びにこれに起因して北方地域元居住者及び北方領土隣接地域が置かれている特殊な事情にかんがみ、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発、北方地域元居住者に対する援護等の措置の充実並びに北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画の策定及びその実施の推進を図る等のために必要な特別の措置を定めることにより、北方領土問題及びこれに関連する諸問題の解決の促進を図り、ひいては北方領土の早期返還を実現して我が国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約を締結し、両国の友好関係を真に安定した基礎の上に発展させることに資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「北方地域」とは、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。

2　この法律において「北方領土隣接地域」とは、北海道根室市（歯舞群島の区域を除く。）、野付郡別海町、標津郡中標津町、同郡標津町及び目梨郡羅臼町の区域をいう。

（北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針）

第三条　内閣総理大臣は、第一条の目的を達成するため、外務大臣その他の関係行政機関の長に協議して、北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一　北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事項

二　北方地域元居住者（昭和二十年八月十五日において北方地域に生活の本拠を有していた者をいい、その子及び孫を含むものとする。以下同じ。）に対する援護等に関する事項

三　北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する事項

3　前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発）

第四条　国は、基本方針に基づき、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発を図るために必要な施策を推進するものとする。

（北方地域元居住者に対する援護等）

第五条　国は、北方領土問題が未解決であることに起因して北方地域元居住者の置かれている特殊な事情及び北方領土問題の解決のための諸施策の推進を図る上において北方地域元居住者の占める特別な地位にかんがみ、基本方針に基づき、第十条に定めるもののほか、北方地域元居住者に対する援護等の措置の一層の充実強化を図るために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画）

第六条　北海道知事は、北方領土返還運動の拠点である北方領土隣接地域を安定した地域社会として形成するのに資するため、基本方針に基づき、北方領土隣接地域の市及び町の長の意見を聴いて、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、内閣総理大臣に承認の申請をすることができる。

2　前項に規定する計画に定める事項は、次のとおりとする。

一　北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する基本的な事項

二　交通施設及び通信施設の整備に関する事項

三　国土保全及び水資源開発に関する事項

四　教育及び文化の振興に関する事項

五　生活環境施設及び社会福祉施設の整備に関する事項

六　医療の確保に関する事項

七　農林水産業、商工業その他の産業の振興に関する事項

八　前各号に掲げるもののほか、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のために必要な事項

3　内閣総理大臣は、第一項の規定により申請された計画が適当なものであると認められるときは、これを承認するものとする。この場合において、内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4　前三項の規定は、振興計画（前項の規定により承認を受けた第一項に規定する計画をいう。以下同じ。）の変更について準用する。

（特別の助成）

第七条　振興計画に基づいて、北方領土隣接地域の市又は町が国又は北海道から負担金又は補助金の交付を受けて行う事業（北海道から負担金又は補助金の交付を受けて行うものにあつては、北海道が負担し、又は補助するために要する費用の一部を国が負担し、又は補助するものに限る。）のうち、次に掲げる事業（災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を国又は北海道が負担するもの及び当該事業に係る経費を北方領土隣接地域の市又は町が負担しないものを除く。）で政令で定めるもの（以下この条において「特定事業」という。）に係る経費に対する国の負担又は補助の割合（北方領土隣接地域の市又は町に対する負担又は補助のために北海道が要する費用の一部を国が負担し、又は補助している場合にあつては、国の負担金又は補助金の当該特定事業に係る経費に対する割合）については、新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）第四条、第五条第二項から第四項まで及び第七条の規定の例による。ただし、同法第四条第一項及び第三項並びに第五条第二項中「関係市町村」とあるのは、「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第二条第二項に規定する北方領土隣接地域の市又は町」とする。

一　次の施設の整備に関する事業

イ　道路

ロ　河川

ハ　下水道

ニ　住宅

ホ　都市公園

ヘ　教育施設

ト　厚生施設

チ　農地並びに農業用施設及び林業用施設で政令で定めるもの

リ　漁港及び漁業用施設で政令で定めるもの

二　前号に掲げるもののほか、生活環境及び産業基盤の整備のために必要な事業で政令で定めるもの

（地方債についての配慮）

第八条　北海道又は北方領土隣接地域の市若しくは町が振興計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、北海道又は当該市若しくは町の財政状況が許す限り起債できるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

（財政上の配慮等）

第九条　国は、前二条に定めるもののほか、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るために必要な財政上、金融上及び技術上の配

慮をしなければならない。

（北方領土隣接地域振興等基金）

第十条　北海道は、北方領土問題が未解決であることによる特殊事情に起因する諸問題の解決に資するため、北方領土隣接地域の市若しくは町又は北海道の区域内の公共的団体等が行う振興計画に基づく事業、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての世論の啓発に関する事業及び北方地域元居住者の援護等に関する事業（国の補助又は負担を伴わないものに限る。）のうち、次に掲げるものに要する経費の一部を補助するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、北方領土隣接地域振興等基金を設けることができる。

一　北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定のための事業で次に掲げるもの

イ　北方領土隣接地域の特性に即した基幹的な産業の振興に資するための事業

ロ　教育施設、文化施設、生活環境施設及び厚生施設の整備に関する事業

二　北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての世論の啓発に関する事業

三　北方地域元居住者の援護等に関する事業で次に掲げるもの

イ　北方地域元居住者がその能力に適合した職業に就くことができるようにするための技能研修その他その生活の安定及び福祉の増進を図るための事業

ロ　北方地域元居住者が北方領土問題の解決のための諸施策の推進を図る上において特別の地位にあることについての認識を深めるのに資するための事業

2　北海道が前項の規定により北方領土隣接地域振興等基金を設ける場合には、国は、その財源に充てるための資金の一部を北海道に対して補助するものとする。

3　第一項の北方領土隣接地域振興等基金の額は、前項の規定により国から交付を受けた補助金の額に当該補助金の額の四分の一に相当する額を加算した額を下らないものとする。

（北方地域の村の長の権限に属する事務）

第十一条　当分の間、北方地域（歯舞群島を除く。以下この条において同じ。）に本籍を有する者についての戸籍事務は、他の法令の規定にかかわらず、法務大臣が北方領土隣接地域の市又は町の長のうちから指名した者が管掌する。

2　当分の間、北方地域に本籍を有する者についての住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第九条第二項の規定による通知及び同法第三章に規定する戸籍の附票に関する事務は、他の法令の規定にかかわらず、法務大臣及び自治大臣が北方領土隣接地域の市又は町の長のうちから指名した者が管理する。

3　前二項に定めるもののほか、当分の間、北方地域の村の長の権限に属する事務のうち政令で定めるものは、他の法令の規定にかかわらず、北海道知事が北方領土隣接地域の市又は町の長のうちから指名した者が行う。

4　前三項の事務を行うにつき必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、北方地域が返還された日の属する年度の三月三十一日に、その効力を失う。

（特例適用期間における特別の助成についての規定の不適用）

第三条　第七条の規定は、行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（昭和五十六年法律第九十三号）第一条に規定する特例適用期間における各年度の予算に係る国の負担金又は補助金（当該特例適用期間経過後の年度に繰り越されたものを含む。）については、適用しない。

（北方領土隣接地域振興等基金の財源に充てるための資金に係る補助金の交付）

第四条　国は、第十条第二項の規定により北海道に対して交付すべき補助金については、昭和五十八年度から五年度以内を目途として交付するものとする。

（総理府設置法の一部改正）

第五条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第　号）の施行に関すること（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）。

（北海道開発法の一部改正）

第六条　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

五　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第　号）に基づく内閣総理大臣の権限（北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する部分に限る。）の行使について補佐すること。

第五条に次の一項を加える。

2　北海道開発庁長官は、前項第五号に掲げる所掌事務のうち、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律第三条第一項に規定する基本方針の策定及びその変更並びに同法第六条第一項に規定する計画の承認及びその変更の承認に関し内閣総理大臣を補佐する場合には、あらかじめ、総理府北方対策本部長に協議するものとする。

（自治省設置法の一部改正）

第七条　自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十八号の二の次に次の一号を加える。

十八の三　北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第　号）の規定により特定事業に係る経費に対する国の負担割合の引上率を算定し、及び通知すること。

〔大鷹淑子君登壇、拍手〕

○大鷹淑子君　ただいま議題となりました北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案につきまして、特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院提出に係るものでありまして、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、内閣総理大臣は、北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針を定め、これに基づき、国は、国民世論の啓発及び北方地域元居住者に対する援護等の充実強化を図るために必要な措置を講ずること。

第二に、北海道知事は、基本方針に基づき北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受け、これを推進すること。

第三に、この振興計画に基づき北方領土隣接地域の市町が行う特定の国庫補助事業等について、国の負担割合の特例を定めること。

第四に、北海道が北方領土隣接地域振興等基金を設ける場合には、国は、これに充てるための資金の一部を補助するものとすること等であります。

委員会におきましては、北方領土隣接地域の範囲の妥当性、国の財政上等の特別の配慮の具体的内容、北方領土隣接地域振興等基金による補助と特別交付税との関係、北方地域を四島に限定した

ことの妥当性と領土問題の基本的解決策等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、丸谷理事より、自由民主党・自由国民会議、日本共産党、民社党・国民連合の各派共同提案に係る北方領土隣接地域及び北方地域元居住者が置かれている特殊な事情にかんがみ留意すべき四項目の附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（徳永正利君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳永正利君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（徳永正利君）　商工委員長外十三委員長から報告書が提出されました日程第九より第一〇九までの請願を一括して議題といたします。

審査報告書（商工委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二四五一号、第二四八七号、第二五四六号、第二五四七号、第二五六七号、第二五七八号、第二六一〇号、第二六九一号、第二六九二号、第二六九三号、第二六九四号、第二六九五号、第二六九六号、第二七四七号、第二七四八号、第二七四九号、第二七五〇号、第二八三八号、第二八五六号、第二八五七号、第二九一二号、第二九七六号、第二九七七号、第二九七八号、第二九七九号、第二九八〇号、第二九八九号、第三〇一三号、第三〇一四号、第三〇一五号、第三〇四三号、第三〇四四号、第三〇四五号、第三〇七五号、第三一一二号、第三一四号、第三一六五号、第三一六六号、第三一九九号、第三二〇〇号、第三二〇一号、第三二五五号、第三二六六号、第三三四七号、第三四一一号、第三四四六号、第三五三六号、第三五三七号、第三五三八号、第三五七八号、第三五七九号、第三五八〇号、第三七一四号、第三七七八号、第三八一八号、第四二六四号、第四二六五号、第四二六六号、第四二六七号、第四二六八号、第四二六九号、第四二七〇号、第四二七一号、第四二七二号、第四二七三号、第四二七四号、第四二七五号、第四二七六号、第四三〇九号、第四三一〇号、第四三四一号、第四四九五号、第五八〇四号　大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

第二八四三号　景気浮揚対策に関する請願

第四〇二八号、第四五七三号　木材・木工関連産業の振興に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十七年八月十九日

商工委員長　降矢　敬雄

参議院議長　徳永　正利殿

審査報告書（運輸委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第五三七五号　昭和五十七年十一月ダイヤ改正に向けての東北新幹線と在来線ダイヤの接続に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十七年八月十九日

運輸委員長　桑名　義治

参議院議長　徳永　正利殿

審査報告書（逓信委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二八一号、第二九〇号、第三四一号、第六一〇号、第六一一号、第六三八号、第六三九号、第六四〇号、第六五八号、第七二五号、第七四六号、第七六五号、第七七六号、第八一五号、第八一六号、第八一七号、第八一八号、第八一九号、第八二〇号、第八二一号、第八二二号、第八二三号、第八二四号、第八二五号、第八二六号、第八二七号、第八二八号、第八二九号、第八三〇号、第八三一号、第八三二号、第八三三号、第八三四号、第八三五号、第八三六号、第一〇三七号、第一一二号、第一一八九号、第一二六九号、第二三二〇号、第二六一一号、第二六一二号、第四三六九号　電話加入権質に関する臨時特例法の時限延長に関する請願

第九六一号、第一〇七二号、第一一六五号、第一二四六号、第一二六六号、第一四六二号、第一六三四号、第一九一八号、第一九八三号、第二〇四八号、第二〇四九号、第二〇五〇号、第二〇七一号、第二〇九三号、第二一一五号、第二一七〇号、第二二二二号、第二二四六号、第二四一六号、第二四四九号、第二五〇八号、第二六三三号、第二七九一号、第二七九二号、第二九〇八号、第二九七四号、第二九九九号、第三二七七号、第三三九四号、第四一一四号、第四一一五号、第四三〇六号　身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願（別紙意見書案添付）

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十七年八月十九日

逓信委員長　八百板　正

参議院議長　徳永　正利殿

意見書案

身体障害者に対する郵政行政改善に関する請願

右の請願は、

一、重度身体障害者の電話料金を五割引にすること。

二、公衆電話は車椅子使用者が利用しやすいようにすること。

三、頸髄損傷者が使用しやすい電話機を開発すること。

四、これから建設する電話局舎は、車椅子障害者が使用できる構造とすること。また、既存の電話局舎で車椅子障害者が使用できないものは、使用できるように順次改造すること。

の四つの事項からなるが、一を除いておおむね願意妥当と認められる。

内閣においては、今後検討の上、その実現に努力せられたい。

昭和　年　月　日

参議院議長　徳永　正利

内閣総理大臣　鈴木　善幸殿

審査報告書（法務委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第一四八八号、第一五三六号、第一五五六号、第一五九〇号、第一六五一号　法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願

第一四九八号、第一五三七号、第一六〇七号、第一六五二号、第一六七七号、第一七六四号、第二九三〇号、第三〇三三号、第三八五二号　国籍法の改正に関する請願

第三五〇二号、第三五三九号、第三五五六

号、第三五五七号、第三五六八号、第三五九〇号、第三五九一号、第三五九二号、第三五九八号、第三六一二号、第三六一五号、第三六一九号、第三六三二号、第三六四〇号、第三六五三号、第三六五四号、第三六五五号、第三六六四号、第三六六五号、第三六九六号、第三七三二号、第三七四〇号、第三七四二号、第三七四七号、第三七八六号、第三七九〇号、第三八〇二号、第三八二四号、第三八五三号、第三八八八号、第三九八〇号、第四〇三一号、第四〇六二号、第四二一五号、第四二一六号　国籍法の一部改正に関する請願（別紙意見書案添付）

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和五十七年八月十九日

法務委員長　鈴木　一弘

参議院議長　徳永　正利殿

意見書案

国籍法の一部改正に関する請願（第三五〇二号外三四件）

右の請願は、

一、第二条第一号の「父」を「父又は母」に改めること。

二、第四条、第五条第一号、第六条第一号の性別による差別を改めること。

の願意であるが、二については、なお検討を要するが、一については、妥当と認められるので今後内閣において検討の上実現に努められたい。

昭和　年　月　日

内閣総理大臣　鈴木　善幸

参議院議長　徳永　正利殿

審査報告書（社会労働委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第一二号、第八三号、第一八三号、第二〇四号、第二〇五号、第二〇六号、第二〇七号、第二〇八号、第二〇九号、第二一〇号、第二一一号、第二一二号、第二一三号、第二一五号、第二一六号、第二一七号、第二二二号、第二二三号、第二二九号、第二二四〇号、第二二五三号、第二二五四号、第二二六七号、第二二六八号、第二二七八号、第二二七九号、第二三三九号、第二三七八号、第二四一四号、第二四一五号、第二四六四号、第二八三七号、第二八八三号、第二一〇一三号、第二一一八七号、第二九一〇号　保育所振興対策の確立に関する請願

第一七号、第三四七号　保育所の運営費等に対する国庫補助制度の改善等に関する請願

第六七号、第二一一四号、第二二四号、第二四一号、第二四二号、第二四六号、第二五〇号、第二五九号、第二六〇号、第二六二号、第二六九号、第二八四号、第四一七号、第四六五号、第一〇八九号、第一九八六号、第二五四四号、第二五五七号　民間保育事業振興に関する請願

第一七〇号、第一七一号、第一七二号、第一七三号、第一七四号、第一七五号、第一七六号、第一七七号、第一七八号、第一七九号、第一八〇号、第一八一号　保育所の建設と施設運営の改善等に関する請願

第二五五号　無認可障害者作業所の助成に関する請願

第五四四号　手話通訳の制度化に関する請願

第六五二号、第六五三号、第六六六号、第六七四号、第六七〇一号、第七〇二号、第七〇三号、第七〇四号、第七三七号、第七五〇号、第七五一号、第七五二号、第七五三号、第七五四号、第七八三号、第八一一号、第八三八号、第八五九号、第九七四号、第九八四号、第一〇四九号、第一三七一号、第一八九七号、第四六〇九号　腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

第七六一号　難病対策の充実に関する請願

第七九二号、第二九一一号　理容業の許認可等に関する請願

第九五一号、第一〇六二号、第一一五五号、第一二三六号、第一二五六号、第一四五二号、第一五八三号、第一六二四号、第一九〇八号、第一九七三号、第二〇一八号、第二〇一九号、第二〇二〇号、第二〇六六号、第二〇八三号、第二一〇五号、第二二〇二号、第二二三六号、第二四〇六号、第二四三九号、第二四九八号、第二六二三号、第二七七一号、第二七七二号、第二八一六号、第二八九八号、第二九六四号、第三二六七号、第三三六八六号、第四〇九四号、第四〇九五号、第四二九六号　在宅重度障害者の介護料に関する請願

第九五二号、第一〇六三号、第一一五六号、第一二三七号、第一二五七号、第一四五三号、第一五八四号、第一六二五号、第一八二八号、第一九〇九号、第一九七四号、第二〇二一号、第二〇二二号、第二〇二三号、第二〇八四号、第二一〇六号、第二二〇三号、第二二三七号、第二四〇七号、第二四四〇号、第二四九九号、第二六二四号、第二七七三号、第二七七四号、第二八一七号、第二八九九号、第二九六五号、第三二六八七号、第三三六八七号、第四〇九六号、第四〇九七号、第四二九七号　重度障害者の終身保養所設置に関する請願

第一二一二号、第一四四二号、第一七七五号　寒冷地療養担当手当の改善に関する請願

第二一二三八号　難病対策の抜本的強化拡充に関する請願

第二八四四号　中国残留日本人孤児及び永住帰国者の援護に関する請願

第二八六一号　精神障害者福祉法制定に関する請願

第二九五二号　医療ソーシャルワーカーの資格の制度化に関する請願

第二九八七号　国民健康保険制度の改善に関する請願

第三一六二号、第三八四二号、第三九四〇号、第四〇〇九号、第四二三七号、第四六一〇号、第五七八六号　国立腎センター設立に関する請願

第三一九七号　脊椎披裂（二分脊椎）症児者の医療の充実と改善に関する請願

第三二四六号　中国残留孤児対策強化に関する請願

第三四〇一号、第三五七七号、第三八八三号、第四二六〇号　医療保険による老人のはり・きゆう・マッサージの施術にかかる療養費支給申請手続きの簡素化並びに施術内容の充実等に関する請願

第三八二九号、第三八四六号、第三八六七号、第三八九八号、第三九〇四号、第三九五〇号、第三九七二号　労働行政体制確立に関する請願

第四〇〇二号、第四一三四号、第四一三五号、第四二六一号、第四二六二号、第四三三〇号、第四三四〇号、第四六五八号、第五七七〇号　小規模障害者作業所の助成に関する請願

第五三四五号　中国残留孤児の肉親捜し促進に関する請願

第五三九五号、第五四八五号、第五四八六号、第五四八七号、第五四八八号、第五四八九号、第五四九八号、第五五四七号、第五五七六号、第五五八八号、第五五八九号、第五五九七号、第五五八一号、第五五七六九号、第五六〇〇号、第五六八一三号　中国残留日本人孤児の肉親捜しの促進と帰国後における対策強化に関する請願

第五五〇八号　理容師法・美容師法・クリーニング業法の資格免許制度堅持に関する請願

第五五二五号、第五五六四号、第五七二九号、第五七三〇号、第五七三一号、第五七三

二号、第五七三三号、第五七三四号、第五七三五号、第五七三八号、第五七三六号、第五七三七号、第五七三九号、第五七四〇号、第五七四一号、第五七四二号、第五七四三号、第五七四四号、第五七四五号、第五七四六号、第五七四七号、第五七四八号、第五七四九号、第五七五〇号、第五七五一号、第五七五二号、第五七五三号、第五七五四号、第五七五五号、第五七五六号、第五七五七号、第五七五八号、第五七五九号、第五七六〇号、第五七六一号、第五七六二号、第五七六四号、第五七六五号、第五七六六号、第五七六七号、第五七六八号　国民健康保険組合基盤強化に関する請願

第五五二八号　中国残留孤児対策の強化に関する請願

第五八〇六号、第五八一九号　保育行政の充実に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十七年八月十九日

社会労働委員長　目黒今朝次郎

参議院議長　徳永　正利殿

審査報告書（農林水産委員第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第八六号　農業者年金制度の改善に関する請願

第七九三号　増産ふすま用小麦の増枠に関する請願

第七九四号　食糧自給率の向上と農畜産物の輸入規制に関する請願

第七九五号　木材需給の安定と秩序ある外材輸入体制の確立に関する請願

第八七七号　木材産業の不況緊急対策に関する請願

第八九七号　蚕糸業の振興に関する請願

第二一七四号　オレンジ・果汁・牛肉等の輸入自由化、枠拡大反対に関する請願

第二二五四号　農畜産物輸入自由化反対に関する請願

第二二五五号　昭和五十七年度畜産物政策価格並びに畜産経営の強化に関する請願

第二六四三号　農畜産物の輸入抑制に関する請願

第二七〇二号　農畜産物の輸入規制並びに畜産経営安定対策及び価格安定対策の推進に関する請願

第二七〇三号　エサ米の転作作物としての認定に関する請願

第二七四五号　農畜産物貿易自由化阻止に関する請願

第二八四二号　畜産経営の安定強化に関する請願

第二八六二号　農畜産物の輸入抑制措置に関する請願

第二八六三号　チチユウカイミバエ侵入阻止に関する請願

第二九八八号　農産物の輸入規制に関する請願

第三四八一号　農産物の輸入自由化、枠拡大阻止並びに畜産経営の安定等に関する請願

第三六四五号、第四二六三号　農産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する請願

第四五八七号　こんにゃくの輸入自由化反対等に関する請願

第五三七〇号　松くい虫の防除に関する請願

第五三七三号　農林水産業改良普及事業体制の維持強化に関する請願

第五四二八号　農業基本政策の確立並びに昭和五十七年産米の政府買入価格に関する請願

第五五〇〇号、第五七二四号　果汁の輸入自由化阻止等に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十八年八月十九日

農林水産委員長　坂元　親男

参議院議長　徳永　正利殿

審査報告書（エネルギー対策特別委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二七〇五号　地熱資源の多目的利用事業に対する助成制度の拡充強化に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十七年八月十九日

エネルギー対策特別委員長代理理事　亀井　久興

参議院議長　徳永　正利殿

審査報告書（災害対策特別委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第五八二六号　長崎市の災害対策強化に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十七年八月十九日

災害対策特別委員長　福間　知之

参議院議長　徳永　正利殿

審査報告書（建設委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第七五六号　中央自動車道長野線の建設促進に関する請願

第七九六号　第六次治山事業五箇年計画の完全実施に関する請願

第九四〇号、第四〇五九号　住宅・宅地政策に関する請願（別紙意見書案添付）

第二七〇一号　公共的施設における身体障害者のための施設整備に関する請願

第三四三〇号、第三四九八号、第三四九九号　肢体障害者に対する道路の段差解消等に関する請願

第五三七六号　第九次道路整備五箇年計画の事業枠の拡大に関する請願

第五五七〇号　第九次道路整備五箇年計画策定に関する請願

第五五七一号　第九次道路整備五箇年計画の推進に関する請願

第五六五二号　公共事業の拡大に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十七年八月十九日

建設委員長　片岡　勝治

参議院議長　徳永　正利殿

意見書案

住宅・宅地政策に関する請願

右の請願は、

一、住宅金融公庫金利法定制の弾力化は行わず、公的住宅融資の拡充改善を図ること。

二、木造住宅振興モデル事業予算の増額など、小規模建設業者、職人による木造在来工法住宅建設の振興を図ること。

三、良質廉価な宅地供給の促進と地価安定を図ること。

との三項目からなるものであるが、一の中の「住宅金融公庫金利法定制の弾力化は行わず」については、なお検討を要するので、この部分を除き、おおむね妥当と認められる。

内閣においては、今後検討の上その実現に努力されたい。

昭和　年　月　日

内閣総理大臣　鈴木　善幸

参議院議長　徳永　正利殿

審査報告書（物価等対策特別委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二七〇〇号　勤労者の生活向上に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十七年八月十九日

物価等対策特別委員長　片山　甚市

参議院議長　徳永　正利殿

審査報告書（内閣委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第八一四号　行政改革の実施に関する請願

第二一三九号　旧満州棉花株式会社の恩給対象機関認定に関する請願

第二二五三号、第二四二八号、第三三一五号、第三七六六号、第三八〇六号、第三九二四号、第四〇〇三号、第四一二一号、第四四八一号、第四五三三号　旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

第二八五八号　台湾人元日本軍人に関する請願

第三一五九号、第三一六〇号、第三一六一号、第三二四八号、第三二四九号、第三二五〇号、第三二五一号、第三二一六号、第三三三九号、第三三四〇号、第三三四一号、第三四〇五号、第三四〇六号、第三四四一号、第三五二六号、第三五二七号、第三五二八号、第三五二九号、第三六一〇号、第三七〇七号、第三七〇八号、第三七六七号、第三七六八号、第三八〇七号、第三八七〇号、第三九二五号、第三九二六号、第三九五四号、第四〇〇四号、第四一二二号、第四二四三号、第四二四四号、第四五八八号　傷病恩給等の改善等に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十七年八月十九日

内閣委員長　遠藤　要

参議院議長　徳永　正利殿

審査報告書（外務委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第二号　婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准に関する請願

第五一八号　婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准に関する請願

第五四〇号　婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の批准促進に関する請願

第九八五号　朝鮮民主主義人民共和国へ帰還した日本人妻の安否調査等に関する請願

第一三九一号、第一四七九号、第一四九九号、第一五三八号、第一六〇八号、第一六一三号、第一六四七号、第一六七八号、第一六七九号、第一七三四号、第一七六五号、第二五九四号、第二七一七号、第三〇三六号、第三一五七号、第三一八四号、第三三三一七号、第三三八〇号、第三五一一号、第三六三三号、第三六九七号、第三七四八号、第三八五四号、第三九八一号、第四〇六七号、第四九六四号、第五一七四号、第五一九九号、第五二五九号、第五三〇〇号、第五四七五号、第五五一八号、第五六〇九号、第五六四三号

婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の早期批准実現に関する請願

第二九八四号　核兵器の廃絶と軍縮の推進に関する請願

第三九四三号　非戦、平和のための軍縮に関する請願

第四二四一号　核兵器廃絶に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十七年八月十九日

外務委員長　稲嶺　一郎

参議院議長　徳永　正利殿

審査報告書（文教委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第八号、第七一号、第一四三号、第二三二号、第二三八号、第二四四号、第二五六号、第二七一号、第三七七号　私学の学費値上げ抑制、大幅な私学助成等に関する請願

第九号、第一八号、第一八二号、第一八九号、第四五二号、第五七九号、第六一六号、第六五〇号、第六六七号、第七四九号、第七六三号、第七七九号、第九〇五号、第一〇四七号、第一〇七五号、第一〇八四号、第一〇八七号、第一〇九七号、第一一九〇号、第一二七六号、第一三一九号、第一三二〇号、第一三七三号、第一四四一号、第一四六四号、第一七三六号、第二二六三号、第二三七七号、第二五二〇号、第二五四八号、第二五九五号、第二七二二号、第二七二三号、第二九三一号、第三〇〇六号、第三〇三八号、第三一五〇号、第三一八七号、第三三八六号、第三三二四号、第三五一三号、第三六三八号、第三六九九号、第四一三〇号　私学の学費値上げ抑制・大幅私学助成等に関する請願

第一〇三八号　私学の授業料等学費に対する助成等に関する請願

第一〇七四号、第一一〇八号、第一一一三号、第一一八一号、第一一八六号、第一二二〇六号、第一二七七号、第一三一七号、第一四三二号、第一四九六号、第一五四三号、第一五七〇号、第一六四八号、第一七一〇号、第一七三七号、第一八〇三号、第一八六三号、第一九二三号、第一九五一号、第二一三六号

私学の学費値上げ抑制等に関する請願

第一一〇〇号、第四一九二号　私学の授業料等学費に対する大幅助成等に関する請願

第一四三一号、第一四八〇号、第一五〇〇号、第一五三九号、第一六〇九号、第一六八一号、第一六八二号、第一六九四号、第一七三八号、第一七六六号、第二三七八号、第二五二一号、第三九一七号、第四九七五号　中学校及び高等学校の教科内容の男女平等に関する請願

第一四九七号　私学助成の大幅増額、教育研究の発展に関する請願

第三一一五号　青少年の健全育成に関する請願

第五四三〇号、第五四五〇号、第五四六〇号　私学の学費値上げ抑制、父母負担軽減等に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十七年八月十九日

文教委員長　片山　正英

参議院議長　徳永　正利殿

審査報告書（地方行政委員会第一号）

一、議院の会議に付するを要するもの

一、内閣に送付するを要するもの

第七八七号　地方交付税の所要額の確保に関する請願

第二八三九号　ホテル・旅館等の防火用設備等の改善融資に関する請願

第三四〇二号　覚せい剤事犯取締りの強化に関する請願

第五五六八号　地方の行財政制度確立に関する請願

第五七一〇号　地方財政の確立に関する請願

右のとおり審査決定した。よって報告する。

昭和五十七年八月十九日

地方行政委員長　上條　勝久

参議院議長　徳永　正利殿

○議長（徳永正利君）　これらの請願は、各委員長

の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（徳永正利君）　御異議ないと認めます。

○議長（徳永正利君）　この際、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件についてお諮りいたします。

内閣委員会
一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査
一、国の防衛に関する調査
地方行政委員会
一、行政書士法の一部を改正する法律案（衆第四〇号）
一、地方行政の改革に関する調査
法務委員会
一、検察及び裁判の運営等に関する調査
外務委員会
一、国際情勢等に関する調査
大蔵委員会
一、貸金業の規制等に関する法律案（衆第三一号）
一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（衆第三二号）
一、租税及び金融等に関する調査
文教委員会
一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第二号）
一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第五号）
一、教育、文化及び学術に関する調査
社会労働委員会
一、社会保障制度等に関する調査
一、労働問題に関する調査
農林水産委員会
一、農林水産政策に関する調査
商工委員会
一、産業貿易及び経済計画等に関する調査
運輸委員会
一、貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案（参第六号）
一、運輸事情等に関する調査
逓信委員会
一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
建設委員会
一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書
一、昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書
一、昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
物価等対策特別委員会
一、当面の物価等対策樹立に関する調査
公職選挙法改正に関する特別委員会
一、公職選挙法改正に関する調査
科学技術振興対策特別委員会
一、科学技術振興対策樹立に関する調査
公害及び交通安全対策特別委員会
一、公害及び環境保全並びに交通安全対策樹立に関する調査
エネルギー対策特別委員会
一、エネルギー対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
安全保障特別委員会
一、国の安全保障に関する調査

○議長（徳永正利君）　本件は各委員長要求のとおり決することに御異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（徳永正利君）　御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長要求のとおり決しました。

○議長（徳永正利君）　今期国会の議事を終了するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年十二月二十一日召集されました今通常国会も、本日の議事をもって終了する運びとなりましたが、この間、各位の熱心な審議と御協力に対しまして、議長といたしまして心から感謝の意を表する次第であります。

いまや内外の情勢まことに多事多端の折から、各位におかれましては、今後とも御健康に御留意の上、一層の御活躍をお祈りして、ごあいさつといたします。（拍手）

これにて散会いたします。

午前十時二十九分散会

出席者は左のとおり。

議長　徳永正利君
副議長　秋山長造君

議員

鶴岡　洋君　中野　鉄造君
大川　清幸君　渡部　通子君
和泉　照雄君　馬場　富君
高木健太郎君　小西　博行君
桑名　義治君　中野　明君
三木　忠雄君　中村　鋭一君
伊藤　郁男君　塩出　啓典君
太田　淳夫君　原田　立君
宮崎　正義君　柳澤　錬造君
井上　計君　前田　勲男君
岩上　二郎君　藤原　房雄君
峯山　昭範君　黒柳　明君
田代富士男君　三治　重信君
柄谷　道一君　坂元　親男君
矢追　秀彦君　鈴木　一弘君
渋谷　邦彦君　柏原　ヤス君
栗林　卓司君　木島　則夫君
中村　禎二君　志村　愛子君
二宮　文造君　多田　省吾君
小平　芳平君　白木義一郎君
中尾　辰義君　藤井　恒男君
田渕　哲也君　新谷寅三郎君
安井　謙君　大石　武一君
青島　幸男君　江田　五月君
森田　重郎君　秦　豊君
田　英夫君　野末　陳平君
三浦　八水君　松尾　官平君
井上　孝君　板垣　正君
山本　富雄君　谷川　寛三君
円山　雅也君　堀江　正夫君

降矢　敬雄君　福島　茂夫君　堀内　俊夫君　林　迪君　井上　吉夫君　遠藤　要君　戸塚　進也君　金井　元彦君　鳴崎　均君　中村　太郎君　桧垣徳太郎君　郡　祐一君　田中　正巳君　熊谷太三郎君　安田　隆明君　北　修二君　竹内　潔君　林　寛子君　杉山　令肇君　村上　正邦君　森山　眞弓君　井上　裕君　大河原太一郎君　岡部　三郎君　遠藤　政夫君　野呂田芳成君　鈴木　正一君　亀井　久興君　上條　勝久君　坂野　重信君　山東　昭子君　斎藤　十朗君　小林　国司君　増田　盛君　町村　金五君　楠　正俊君　加藤　武徳君　木村　睦男君

降矢　敬義君　下条進一郎君　平井　卓志君　安孫子藤吉君　大鷹　淑子君　長谷川　信君　河本嘉久蔵君　片山　正英君　稲嶺　一郎君　中西　一郎君　八木　一郎君　塚田十一郎君　臼井　莊一君　源田　実君　藤田　正明君　田原　武雄君　成相　善十君　宮澤　弘君　藤井　孝男君　松浦　功君　田代由紀男君　江島　淳君　大木　浩君　高平　公友君　藤井　裕久君　高橋　圭三君　大島　友治君　岡田　広君　斎藤栄三郎君　夏目　忠雄君　梶木　又三君　古賀雷四郎君　上田　稔君　中山　太郎君　西村　尚治君　山内　一郎君　藏内　修治君　小澤　太郎君

植木　光教君　真鍋　賢二君　山田耕三郎君　福田　宏一君　名尾　良孝君　梶原　清君　関口　恵造君　高木　正明君　亀長　友義君　衛藤征士郎君　伊江　朝雄君　丸谷　金保君　鳩山威一郎君　宮田　輝君　佐々木　満君　寺田　熊雄君　鈴木　省吾君　内藤誉三郎君　村田　秀三君　初村滝一郎君　原　文兵衛君　玉置　和郎君　小谷　守君　鈴木　和美君　坂倉　藤吾君　佐藤　三吾君　松前　達郎君　近藤　忠孝君　吉田　正雄君　安武　洋子君　広田　幸一君　志苫　裕君　粕谷　照美君　沓脱タケ子君　片岡　勝治君　和田　静夫君　竹田　四郎君　立木　洋君

増岡　康治君　美濃部亮吉君　中山　千夏君　仲川　幸男君　内藤　健君　川原新次郎君　田沢　智治君　熊谷　弘君　金丸　三郎君　岩崎　純三君　後藤　正夫君　秦野　章君　福岡日出麿君　森下　泰君　目黒今朝次郎君　石本　茂君　長田　裕二君　土屋　義彦君　野田　哲君　世耕　政隆君　岩動　道行君　対馬　孝且君　本岡　昭次君　山田　譲君　下田　京子君　大森　昭君　穐山　篤君　勝又　武一君　大木　正吾君　佐藤　昭夫君　矢田部　理君　福間　知之君　片山　甚市君　山中　郁子君　宮之原貞光君　松本　英一君　山崎　昇君　神谷信之助君

小山　一平君　川村　清一君　酒ヶ久保重光君　市川　正一君　青木　薪次君　小柳　勇君　藤田　進君　宮本　顕治君

国務大臣

法務大臣　坂田　道太君
文部大臣　小川　平二君
厚生大臣　森下　元晴君
農林水産大臣　田澤　吉郎君
国務大臣（総理府総務長官）　田邊　國男君
国務大臣（国土庁長官）　松野　幸泰君

政府委員

総理府総務副長官　福島　譲二君
郵政政務次官　水平　豊彦君

小野　明君　田中寿美子君　戸叶　武君　瀬谷　英行君　赤桐　操君　阿具根　登君　上田耕一郎君

議長の報告事項

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　三浦　八水君　青木　薪次君
補欠　板垣　正君　野田　哲君

法務委員

辞任　岩本　政光君　関口　恵造君
補欠　世耕　政隆君　安井　謙君

大蔵委員

辞任　竹内　潔君　広田　幸一君
補欠　藤井　孝男君　穐山　篤君

文教委員

辞任　中村　禎二君　安田　隆明君
補欠　仲川　幸男君　杉山　令肇君

社会労働委員

辞任　藤井　孝男君　安井　謙君
補欠　竹内　潔君　関口　恵造君

農林水産委員

辞任　村上　正邦君　板垣　正君　仲川　幸男君
補欠　林　寛子君　三浦　八水君　中村　禎二君

運輸委員

辞任　田沢　智治君　杉山　令肇君　野田　哲君　穐山　篤君
補欠　初村滝一郎君　安田　隆明君　青木　薪次君　広田　幸一君

議院運営委員

辞任　斎藤　十朗君　梶木　又三君
補欠　村上　正邦君　岩本　政光君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

科学技術振興対策特別委員会

理事　吉田　正雄君（八百板正君の補欠）
理事　太田　淳夫君（塩出啓典君の補欠）

公害及び交通安全対策特別委員会

理事　沓脱タケ子君（沓脱タケ子君の補欠）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

貸金業の規制等に関する法律案（大原一三君外五名提出）（衆第三一号）

出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（大原一三君外五名提出）（衆第三二号）

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案（近藤元次君外十八名提出）（衆第二八号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを沖縄県及び北方問

題に関する特別委員会に付託した。
北方領土隣接地域振興等特別措置法案（島田琢郎君外九名提出）（衆第三〇号）
同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。
老人保健法案（第九十四回国会提出第九十五回国会衆議院送付本院継続審査）
同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
農業協同組合法の一部を改正する法律案
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
道路運送車両法の一部を改正する法律案
外国人登録法の一部を改正する法律案
同日本院は、皇室経済会議予備議員に次の者を選任した旨内閣に通知した。
（第一順位）　参議院議員　山内　一郎君
同日議長は、社会保障制度審議会委員に次の本院議員を推薦する旨内閣に通知した。
山崎　竜男君
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律
農業協同組合法の一部を改正する法律
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律
道路運送車両法の一部を改正する法律
外国人登録法の一部を改正する法律
去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　田代由紀男君　熊谷　弘君　中野　鉄造君
補欠　竹内　潔君　林　寛子君　中尾　辰義君

地方行政委員
辞任　山本　富雄君　伊藤　郁男君
補欠　初村滝一郎君　小西　博行君

文教委員
辞任　小西　博行君
補欠　伊藤　郁男君

社会労働委員
辞任　竹内　潔君　中尾　辰義君
補欠　田代由紀男君　中野　鉄造君

農林水産委員
辞任　林　寛子君
補欠　熊谷　弘君

運輸委員
辞任　初村滝一郎君
補欠　山本　富雄君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
大蔵委員会
理事　穐山　篤君（穐山篤君の補欠）
理事　塩出　啓典君（塩出啓典君の補欠）
同日衆議院から次の議案が提出された。
貸金業の規制等に関する法律案（衆第三一号）
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（衆第三二号）
同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案（衆第一四号）
文教委員会に付託
繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（衆第三三号）
農林水産委員会に付託
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。
繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出）（衆第三三号）
同日衆議院から、本院の回付した次の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
国民年金法等の一部を改正する法律案
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
刑事補償法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
国民年金法等の一部を改正する法律
刑事補償法の一部を改正する法律
同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、同院は事務総長に弥富啓之助君を選挙した旨の通知書を受領した。
去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任　小西　博行君
補欠　伊藤　郁男君

文教委員
辞任　伊藤　郁男君
補欠　小西　博行君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
医療法の一部を改正する法律案（森井忠良君外二名提出）（衆第三四号）
同日内閣から、参議院議員市川正一君提出ブロック米通商代表書簡にある通商産業省が作成したとされる市場開放対策に関する首相談話の案文を指示する添付文書に関する質問については、慎重に検討する必要があり、これに日時を要するため、八月十一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
同日人事院総裁から、国家公務員法及び一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく一般職の職員の給与についての報告並びにその改定についての勧告を受領した。
去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　矢田部　理君
補欠　加瀬　完君

法務委員
辞任　加瀬　完君
補欠　矢田部　理君

外務委員
辞任　秦野　章君
補欠　吉田　実君

文教委員
辞任　吉田　実君
補欠　秦野　章君

商工委員
辞任　瀬谷　英行君
補欠　広田　幸一君

運輸委員
辞任　広田　幸一君
補欠　瀬谷　英行君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任　酉ヶ久保重光君　松本　英一君　原田　立君
補欠　青木　薪次君　小山　一平君　中野　鉄造君

安全保障特別委員
辞任　小野　明君　補欠　瀬谷　英行君
去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
法務委員
辞任　世耕　政隆君（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）　補欠　岩本　政光君
八木　一郎君　大木　浩君（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）
大蔵委員
辞任　鈴木　和美君　補欠　粕谷　照美君
文教委員
辞任　粕谷　照美君　補欠　鈴木　和美君
社会労働委員
辞任　村上　正邦君　補欠　安田　隆明君
商工委員
辞任　大木　浩君　補欠　八木　一郎君
広田　幸一君　瀬谷　英行君
運輸委員
辞任　安田　隆明君　補欠　村上　正邦君
瀬谷　英行君　広田　幸一君
議院運営委員
辞任　岩本　政光君　補欠　梶木　又三君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任　田原　武雄君　補欠　中村　禎二君
小山　一平君　村沢　牧君
神谷信之助君　市川　正一君

物価等対策特別委員
辞任　市川　正一君　補欠　神谷信之助君
エネルギー対策特別委員
辞任　峯山　昭範君　補欠　藤原　房雄君
同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
運輸委員会
理事　青木　薪次君（小柳勇君の補欠）
同日衆議院から次の議案が提出された。
北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案（衆第二八号）
同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案（衆第三五号）
同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを社会労働委員会に付託した。
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案（社会労働委員長提出）（衆第三五号）
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
老人保健法案（第九十四回国会提出、本院継続審査）
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員市川正一君提出ブロック米通商代表書簡にある通商産業省が作成したとされる市場開放対策に関する首相談話の案文を指示する添付文書に関する質問に対する答弁書
同日委員長から次の報告書が提出された。
私立学校振興助成法の一部を改正する法律案（衆第五号）審査報告書
国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案（衆第一四号）審査報告書
裁判所法等の一部を改正する法律案（閣法第七七号）審査報告書
同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
老人保健法
同日内閣総理大臣から、臨時行政調査会設置法第二条の規定に基づく「行政改革に関する第三次答申―基本答申―」の報告を受領した。
去る十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任　加瀬　完君　補欠　矢田部　理君
法務委員
辞任　岩本　政光君　補欠　世耕　政隆君
大木　浩君　八木　一郎君
矢田部　理君　加瀬　完君
外務委員
辞任　吉田　実君　補欠　秦野　章君
大蔵委員
辞任　粕谷　照美君　補欠　鈴木　和美君
文教委員
辞任　秦野　章君　補欠　吉田　実君
鈴木　和美君　粕谷　照美君
社会労働委員
辞任　安田　隆明君　補欠　村上　正邦君
商工委員
辞任　八木　一郎君　補欠　大木　浩君
運輸委員
辞任　村上　正邦君　補欠　安田　隆明君

議院運営委員
辞任　梶木　又三君　補欠　岩本　政光君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任　村沢　牧君　補欠　小山　一平君
市川　正一君　神谷信之助君
物価等対策特別委員
辞任　神谷信之助君　補欠　市川　正一君
安全保障特別委員
辞任　瀬谷　英行君　補欠　小野　明君
同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名　氏名　異動後の官職名　異動年月日
総理府賞勲局長　小玉　正任君　沖縄開発事務次官　昭五七・八・一〇
去る十二日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員
辞任　中村　禎二君　補欠　田原　武雄君
青木　薪次君　酉ケ久保重光君
小山　一平君　松本　英一君
沖縄及び北方問題に関する特別委員
辞任　中村　啓一君　補欠　高木　正明君
去る十三日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。
道路運送法の一部を改正する法律案（三塚博君外四名提出）（衆第三六号）

去る十四日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する法律案（石橋一弥君外四名提出）（衆第三七号）

去る十六日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	年月日
外務省経済局長	深田　宏君	外務省経済局長	昭五七・八・一六
外務省中近東アフリカ局長	村田　良平君	シンガポール国駐箚特命全権大使	同

同日議長は内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第九十六回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省中近東アフリカ局長　波多野敬雄君
外務省経済局長　村田　良平君

去る十七日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

貸金業の規制等に関する法律案（衆第三一号）
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（衆第三二号）
　大蔵委員会に付託
北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案（衆第二八号）
　沖縄及び北方問題に関する特別委員会に付託

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省中近東アフリカ局長波多野敬雄君外一名（八月十六日議長承認）を第九十六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

一昨十八日議長は、去る七月二十三日逝去された議員丸茂重貞君に対し次の弔詞を贈呈した。

参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くされさきに大蔵委員長の要職に就かれまた国務大臣としての重任にあたられました議員従三位勲一等丸茂重貞君の長逝に対しつつしんで哀悼の意を表しうやうやしく弔詞をささげます

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
　辞任　山中　郁子君　　補欠　近藤　忠孝君
大蔵委員
　辞任　近藤　忠孝君　　補欠　宮本　顕治君
文教委員
　辞任　佐藤　昭夫君　　補欠　小笠原貞子君
運輸委員
　辞任　小笠原貞子君　　補欠　佐藤　昭夫君
逓信委員
　辞任　宮本　顕治君　　補欠　山中　郁子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

安全保障特別委員
　辞任　勝又　武一君　　補欠　瀬谷　英行君

同日衆議院から次の議案が提出された。

行政書士法の一部を改正する法律案（衆第四〇号）

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四一号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

厚生省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

浄化槽法案（小沢辰男君外四名提出）（衆第三八号）
行政書士法の一部を改正する法律案（地方行政委員長提出）（衆第四〇号）

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）（衆第四一号）

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（第九十五回国会参第一号）

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したいので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（九月十一日任期満了の松本正雄の後任）
　大塚喜一郎

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（七月十三日任期満了の市原昌三郎の後任）
　芦部　信喜

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律
公職選挙法の一部を改正する法律

昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
　辞任　堀江　正夫君　　補欠　梶原　清君
法務委員
　辞任　近藤　忠孝君　　補欠　宮本　顕治君
大蔵委員
　辞任　宮本　顕治君　　補欠　近藤　忠孝君
文教委員
　辞任　吉田　実君　　補欠　長谷川　信君
　　小笠原貞子君　　佐藤　昭夫君
運輸委員
　辞任　梶原　清君　　補欠　堀江　正夫君
　　佐藤　昭夫君　　小笠原貞子君
逓信委員
　辞任　長谷川　信君　　補欠　吉田　実君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員
　辞任　志村　愛子君　　補欠　関口　恵造君
安全保障特別委員
　辞任　高杉　廸忠君　　補欠　勝又　武一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

内閣委員会
　理事　柄谷　道一君（柄谷道一君の補欠）
地方行政委員会
　理事　伊藤　郁男君（伊藤郁男君の補欠）
文教委員会
　理事　佐藤　昭夫君（佐藤昭夫君の補欠）
運輸委員会
　理事　江島　淳君（山崎竜男君の補欠）
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
　理事　高木　正明君（中村啓一君の補欠）

同日議長は、次の衆議院提出案を地方行政委員会

に付託した。
行政書士法の一部を改正する法律案（衆第四〇号）
同日委員長から次の報告書が提出された。
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案（衆第三五号）審査報告書
繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（衆第三三号）審査報告書
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第四一号）審査報告書
厚生省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）審査報告書
北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案（衆第二八号）審査報告書
内閣委員会請願審査報告書（第一号）
地方行政委員会請願審査報告書（第一号）
法務委員会請願審査報告書（第一号）
外務委員会請願審査報告書（第一号）
文教委員会請願審査報告書（第一号）
社会労働委員会請願審査報告書（第一号）
農林水産委員会請願審査報告書（第一号）
商工委員会請願審査報告書（第一号）
運輸委員会請願審査報告書（第一号）
逓信委員会請願審査報告書（第一号）
建設委員会請願審査報告書（第一号）
災害対策特別委員会請願審査報告書（第一号）
物価等対策特別委員会請願審査報告書（第一号）
エネルギー対策特別委員会請願審査報告書（第一号）
本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員
辞任　梶原　清君　補欠　堀江　正夫君
文教委員
辞任　長谷川　信君　補欠　吉田　実君
運輸委員
辞任　堀江　正夫君　補欠　梶原　清君
逓信委員
辞任　吉田　実君　補欠　長谷川　信君
本日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
沖縄及び北方問題に関する特別委員
辞任　関口　恵造君　補欠　志村　愛子君
本日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。
所得税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（山中貞則君外四名提出）（衆第三九号）
本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
私立学校振興助成法の一部を改正する法律案
国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案
繭糸価格安定法の一部を改正する法律案
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律案
北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律案
本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
裁判所法等の一部を改正する法律案
厚生省設置法の一部を改正する法律案
本日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。
委員派遣承認要求書
一、目的　国の地方支分部局及び自衛隊の業務運営並びに国家公務員制度の実情調査
一、派遣委員
遠藤　要　林　迶
山崎　昇　柄谷　道一
峯山　昭範　秦　豊
一、派遣地　沖縄県
一、期間　八月二十四日から同月二十六日まで三日間
一、費用　概算八四六、九〇〇円
右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
昭和五十七年八月二十日
内閣委員長　遠藤　要
参議院議長　徳永　正利殿
委員派遣承認要求書
一、目的　租税及び金融等に関する実情調査
一、派遣委員
河本嘉久蔵　穐山　篤
塩出　啓典　鈴木　省吾
藤井　孝男
一、派遣地　北海道
一、期間　八月二十四日から同月二十六日まで三日間
一、費用　概算五三七、九〇〇円
右のとおり決議した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
昭和五十七年八月二十日
大蔵委員長　河本嘉久蔵
参議院議長　徳永　正利殿
委員派遣承認要求書
一、目的　運輸事情等に関する実情調査
一、派遣委員
第一班　桑名　義治　井上　裕
江島　淳　小柳　勇
第二班　柳澤　錄造
青木　薪次　高平　公友
安田　隆明
一、派遣地
第一班　福岡県　宮崎県
第二班　石川県　富山県　新潟県
一、期間
第一班　九月一日から同月三日まで三日間
第二班　九月十六日から同月十八日まで三日間
一、費用　概算六九九、〇〇〇円
右のとおり決議した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
昭和五十七年八月二十日
運輸委員長　桑名　義治
参議院議長　徳永　正利殿
委員派遣承認要求書
一、目的　公害及び環境保全並びに交通安全対策の実情調査
一、派遣委員
宮之原貞光　福島　茂夫
本岡　昭次　馬場　富
沓脱タケ子　中村　鋭一
梶原　清
一、派遣地　宮崎県　鹿児島県
一、期間　八月三十日から九月一日まで三日間
一、費用　概算六九四、五六〇円
右のとおり決議した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。
昭和五十七年八月二十日
公害及び交通安全対策特別委員長　宮之原貞光
参議院議長　徳永　正利殿
委員派遣承認要求書
一、目的　自衛隊の業務運営の実情調査
一、派遣委員
第一班　加藤　武徳　堀江　正夫
大木　正吾　夏目　忠雄
瀬谷　英行
第二班　野呂田芳成　渋谷　邦彦
上田耕一郎　板垣　正
勝又　武一
一、派遣地
第一班　北海道
第二班　長崎県
一、期間
第一班　八月二十六日から同月二十八日まで三日間
第二班　九月六日から同月八日まで三日間
一、費用　概算一、〇一五、七四〇円
右のとおり決議した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和五十七年八月二十日

安全保障特別委員長　加藤　武徳

参議院議長　徳永　正利殿

本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。

地方行政委員会

一、行政書士法の一部を改正する法律案（衆第四〇号）

大蔵委員会

一、貸金業の規制等に関する法律案（衆第三一号）

一、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（衆第三二号）

文教委員会

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第三号）

一、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第五号）

運輸委員会

一、貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案（参第六号）

決算委員会

一、昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書

一、昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書

一、昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する本日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

一、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

物価等対策特別委員会

一、当面の物価等対策樹立に関する調査

公職選挙法改正に関する特別委員会

一、公職選挙法改正に関する調査

科学技術振興対策特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

公害及び交通安全対策特別委員会

一、公害及び環境保全並びに交通安全対策樹立に関する調査

エネルギー対策特別委員会

一、エネルギー対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

安全保障特別委員会

一、国の安全保障に関する調査

本日本院は、国立国会図書館の館長に荒尾正浩君を任命することを承認した旨衆議院に通知した。

本日本院は、国家公安委員会委員に大塚喜一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

本日本院は、電波監理審議会委員に芦部信喜君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

私立学校振興助成法の一部を改正する法律

国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法

裁判所法等の一部を改正する法律

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律

繭糸価格安定法の一部を改正する法律

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部を改正する法律

厚生省設置法の一部を改正する法律

北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律

本日、議院において採択した「大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願」外六百九十一件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

二、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、行政書士法の一部を改正する法律案（衆第四〇号）

二、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、検察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、貸金業の規制等に関する法律案（衆第三一号）

二、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律案（衆第三二号）

三、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第三号）

二、学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正する法律案（第九十四回国会参第五号）

三、教育、文化及び学術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

二、労働問題に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査

運輸委員会

一、貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案（参第六号）

二、運輸事情等に関する調査

逓信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

建設委員会
一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査
予算委員会
一、予算の執行状況に関する調査
決算委員会
一、昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十四年度政府関係機関決算書
二、昭和五十四年度国有財産増減及び現在額総計算書
三、昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算、昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算、昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和五十五年度政府関係機関決算書
五、昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
六、昭和五十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
七、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
議院運営委員会
一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
災害対策特別委員会
一、災害対策樹立に関する調査
物価等対策特別委員会
一、当面の物価等対策樹立に関する調査
公職選挙法改正に関する特別委員会
一、公職選挙法改正に関する調査
科学技術振興対策特別委員会
一、科学技術振興対策樹立に関する調査
公害及び交通安全対策特別委員会
一、公害及び環境保全並びに交通安全対策樹立に関する調査
エネルギー対策特別委員会
一、エネルギー対策樹立に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査
安全保障特別委員会
一、国の安全保障に関する調査
本日衆議院議長から、同院は国立国会図書館の館長に荒尾正浩君を任命することを承認した旨の通知書を受領した。
本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。
内閣委員会
一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出第二六号）
二、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（内閣提出第二七号）
三、行政機関の公文書の公開に関する法律案（中路雅弘君外一名提出、第九十四回国会衆法第三五号）
四、国の行政機関の職員等に対する営利企業への就職の制限等に関する法律案（中路雅弘君外一名提出、第九十四回国会衆法第三六号）
五、情報公開法案（横山利秋君外六名提出、第九十四回国会衆法第三七号）
六、公文書公開法案（鈴切康雄君外七名提出、第九十四回国会衆法第四五号）
七、沖縄県における駐留軍用地等の返還及び駐留軍用地跡地等の利用の促進に関する特別措置法案（上原康助君外八名提出、衆法第一五号）
八、国家公務員法の一部を改正する法律案（岩垂寿喜男君外二名提出、衆法第一八号）
九、行政機構並びにその運営に関する件
一〇、恩給及び法制一般に関する件
一一、公務員の制度及び給与に関する件
一二、栄典に関する件
地方行政委員会
一、地方公営交通事業特別措置法案（細谷治嘉君外六名提出、第九十四回国会衆法第二四号）
二、地方自治に関する件
三、地方財政に関する件
四、警察に関する件
五、消防に関する件
法務委員会
一、国籍法の一部を改正する法律案（土井たか子君外六名提出、第九十三回国会衆法第六号）
二、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案（稲葉誠一君外五名提出、第九十三回国会衆法第七号）
三、最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法案（稲葉誠一君外五名提出、第九十三回国会衆法第八号）
四、刑事訴訟法の一部を改正する法律案（稲葉誠一君外五名提出、第九十三回国会衆法第九号）
五、刑法の一部を改正する法律案（稲葉誠一君外五名提出、第九十三回国会衆法第一〇号）
六、利息制限法の一部を改正する法律案（正森成二君外二名提出、第九十四回国会衆法第二一号）
七、利息制限法の一部を改正する法律案（稲葉誠一君外五名提出、第九十四回国会衆法第四〇号）
八、裁判所の司法行政に関する件
九、法務行政及び検察行政に関する件
一〇、国内治安及び人権擁護に関する件
外務委員会
一、国際情勢に関する件
大蔵委員会
一、所得税の物価調整制度に関する法律案（堀昌雄君外八名提出、衆法第三号）
二、国の会計に関する件
三、税制に関する件
四、関税に関する件
五、金融に関する件
六、証券取引に関する件
七、外国為替に関する件
八、国有財産に関する件
九、専売事業に関する件
一〇、印刷事業に関する件
一一、造幣事業に関する件
文教委員会
一、児童生徒急増地域に係る公立の小学校、中学校及び高等学校の施設の整備に関する特別措置法案（長谷川正三君外三名提出、第九十三回国会衆法第一号）
二、学校教育法等の一部を改正する法律案（中西績介君外四名提出、第九十四回国会衆法第二号）
三、学校教育法の一部を改正する法律案（中西績介君外四名提出、第九十四回国会衆法第七号）
四、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案（馬場昇君外四名提出、第九十四回国会衆法第一号）
五、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案（中西績介君外三名提出、衆法第六号）
六、商業用レコードの公衆への貸与に関する著作者等の権利に関する法律案（石橋一弥君外四名提出、衆法第三七号）
七、文教行政の基本施策に関する件
八、学校教育に関する件
九、社会教育に関する件
一〇、体育に関する件
一一、学術研究及び宗教に関する件
一二、国際文化交流に関する件
一三、文化財保護に関する件
社会労働委員会
一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（内閣提出、議決第一号）
二、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄動力車労働組合関係）（内閣提出、議決第二号）
三、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄施設労働組合関係）（内閣提出、議

決第三号）
四、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国鉄動力車労働組合連合会関係）（内閣提出、議決第四号）
五、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（国鉄千葉動力車労働組合関係）（内閣提出、議決第五号）
六、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（鉄道労働組合関係）（内閣提出、議決第六号）
七、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）（内閣提出、議決第七号）
八、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本電信電話労働組合関係）（内閣提出、議決第八号）
九、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）（内閣提出、議決第九号）
一〇、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全逓信労働組合関係）（内閣提出、議決第一〇号）
一一、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全日本郵政労働組合関係）（内閣提出、議決第一一号）
一二、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）（内閣提出、議決第一二号）
一三、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全林野労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）（内閣提出、議決第一三号）
一四、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「定員内職員及び常勤作業員（常勤作業員の処遇を受ける常用作業員を含む。）」）（内閣提出、議決第一四号）
一五、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（日本林業労働組合関係「基幹作業職員、常用作業員（常勤作業員の処遇を受ける者を除く。）及び定期作業員」）（内閣提出、議決第一五号）
一六、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全印刷局労働組合関係）（内閣提出、議決第一六号）
一七、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（全造幣労働組合関係）（内閣提出、議決第一七号）
一八、公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件（アルコール専売労働組合関係）（内閣提出、議決第一八号）
一九、労働基準法の一部を改正する法律案（森井忠良君外三名提出、第九十四回国会衆法第一七号）
二〇、雇用保険法の一部を改正する法律案（池端清一君外四名提出、第九十四回国会衆法第三一号）
二一、母子保健法、健康保険法等の一部を改正する法律案（金子みつ君外五名提出、第九十四回国会衆法第三四号）
二二、定年制及び中高年齢者の雇入れの拒否の制限等に関する法律案（田口一男君外八名提出、衆法第一七号）
二三、労働基準法の一部を改正する法律案（森井忠良君外三名提出、衆法第二五号）
二四、医療法の一部を改正する法律案（森井忠良君外二名提出、衆法第三四号）
二五、浄化槽法案（小沢辰男君外四名提出、衆法第三八号）
二六、厚生関係の基本施策に関する件
二七、労働関係の基本施策に関する件
二八、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
二九、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会
一、農林水産業の振興に関する件
二、農林水産物に関する件
三、農林水産業団体に関する件
四、農林水産金融に関する件
五、農林漁業災害補償制度に関する件

商工委員会
一、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（北側義一君外二名提出、第九十四回国会衆法第一六号）
二、通商産業の基本施策に関する件
三、中小企業に関する件
四、資源エネルギーに関する件
五、特許及び工業技術に関する件
六、経済の計画及び総合調整に関する件
七、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
八、鉱業と一般公益との調整等に関する件

運輸委員会
一、道路運送車両法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第九十三回国会閣法第一九号）
二、日本国有鉄道経営再建促進特別措置法の一部を改正する法律案（井岡大治君外五名提出、第九十四回国会衆法第三号）
三、地域交通整備法案（井岡大治君外五名提出、衆法第二一号）
四、交通事業における公共割引の国庫負担に関する法律案（井岡大治君外五名提出、衆法第二二号）
五、道路運送法の一部を改正する法律案（三塚博君外四名提出、衆法第三六号）
六、陸運に関する件
七、海運に関する件
八、航空に関する件
九、日本国有鉄道の経営に関する件
一〇、港湾に関する件
一一、海上保安に関する件
一二、観光に関する件
一三、気象に関する件

逓信委員会
一、逓信行政に関する件
二、郵政事業に関する件
三、郵政監察に関する件
四、電気通信に関する件
五、電波監理及び放送に関する件

建設委員会
一、住宅保障法案（中村茂君外五名提出、衆法第二六号）
二、建設行政の基本施策に関する件
三、都市計画に関する件
四、河川に関する件
五、道路に関する件
六、住宅に関する件
七、建築に関する件
八、国土行政の基本施策に関する件

科学技術委員会
一、科学技術振興の基本施策に関する件
二、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
三、宇宙開発に関する件
四、海洋開発に関する件
五、生命科学に関する件

環境委員会
一、環境影響事前評価による開発事業の規制に関する法律案（土井たか子君外二名提出、第九十四回国会衆法第五号）
二、水俣病問題総合調査法案（馬場昇君外二名提出、第九十四回国会衆法第六号）
三、環境影響評価法案（内閣提出、第九十四回国会閣法第七一号）
四、環境保全の基本施策に関する件
五、公害の防止に関する件

六、自然環境の保護及び整備に関する件
七、公害健康被害救済に関する件
八、公害紛争の処理に関する件
予算委員会
一、予算の実施状況に関する件
決算委員会
一、昭和五十四年度一般会計歳入歳出決算
　昭和五十四年度特別会計歳入歳出決算
　昭和五十四年度国税収納金整理資金受払計算書
二、昭和五十四年度政府関係機関決算書
　総計算書
三、昭和五十四年度国有財産無償貸付状況総計算書
四、昭和五十五年度一般会計歳入歳出決算
　昭和五十五年度特別会計歳入歳出決算
　昭和五十五年度国税収納金整理資金受払計算書
五、昭和五十五年度政府関係機関決算書
　総計算書
六、昭和五十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
七、会計検査院法の一部を改正する法律案（新村勝雄君外四名提出、第九十三回国会衆法第一二号）
八、歳入歳出の実況に関する件
九、国有財産の増減及び現況に関する件
一〇、政府関係機関の経理に関する件
一一、国が資本金を出資している法人の会計に関する件
一二、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件
議院運営委員会
一、国会議員及び内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開等に関する法律案（山口鶴男君外四名提出、第九十四回国会衆法第三三号）
二、議員佐藤孝行君の議員辞職勧告に関する決議案（広瀬秀吉君外五名提出、決議第五号）
三、国会法等改正に関する件
四、議長よりの諮問事項
五、その他議院運営委員会の所管に属する事項
災害対策特別委員会
一、災害対策に関する件
公職選挙法改正に関する調査特別委員会
一、公職選挙法改正に関する件
石炭対策特別委員会
一、石炭対策に関する件
物価問題等に関する特別委員会
一、物価問題等に関する件
交通安全対策特別委員会
一、交通安全対策に関する件
沖縄及び北方問題に関する特別委員会
一、沖縄及び北方問題に関する件
安全保障特別委員会
一、国の安全保障に関する件
本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。
法務委員会
　刑事施設法案（内閣提出第八〇号）
地方行政委員会
　留置施設法案（内閣提出第八一号）
大蔵委員会
　所得税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（山中貞則君外四名提出、衆法第三九号）

ブロック米通商代表書簡にある通商産業省が作成したとされる市場開放政策に関する首相談話の案文を指示する添付文書に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十七年七月二十八日

参議院議長　徳永　正利殿

市川　正一

ブロック米通商代表書簡にある通商産業省が作成したとされる市場開放対策に関する首相談話の案文を指示する添付文書に関する質問主意書

日本の農業やその他の産業分野に重大な影響を与える市場開放対策第二弾は去る五月二十八日決定されたが、これに先立つ五月十一日、ブロック米通商代表がわが国首脳にあてた書簡には、農産物の完全自由化の要求とともに「日本の総理大臣の日本市場開放政策に関する声明」（草案）という添付文書があつたことが、報道機関によつて明らかにされた。

報道によれば、その内容は、わが国の首相が発表するであろう談話の内容について詳細に指示したもので、わが国をアメリカの「属国扱い」する態度は、外交常識を逸脱する暴挙といわなければならない。しかも重大なことは、こうした文書を一言の抗議もすることなく受けとつている政府の卑屈な態度である。この政府の態度は、現在の日米関係の実態を象徴的に示すものである。

さらに驚くべきことは、この文書が、実はわが国の通産省が作成してアメリカに渡し、アメリカの意思として表明するよう依頼したものであると報道されていることである。また、その内容も、「日本国内のいくつかの産業分野に衝撃を与えるが、日本は、自由貿易体制の恩恵を受けている以上、避けられないことだ。」などとして、自動車、鉄鋼、電器などわが国の大企業の市場を守るため、農業、皮革産業、中小企業に打撃を与えてもやむをえないという重大な立場に立つている。

日米経済摩擦の真の解決のため、日本の農業、中小企業を守り日本経済のつりあいのとれた発展をはかるうえで、また外交のあり方のうえでも、今回の事態は、政府が責任をもつて調査し、その全容を国民の前に明らかにするとともに、その責任の所在を明確にすべき重大な問題であるので、以下、政府に質問する。

一　ブロック米通商代表が櫻内外務大臣に手渡した五月十一日付の政府四首脳あて書簡並びに添付文書について

(1)　書簡が届いていることは、五月十五日午前の宮澤官房長官の記者会見で確認されているところであるが、その書簡に総理大臣の市場開放政策に関する声明の内容を指示した添付文書があつたことは、その後、報道機関によつて写真入りで紹介されており、この文書が存在することは明らかである。そこで、これらの文書の内容を明らかにされたい。

(2)　一国の首相にたいし、政策決定の方向からその発言の内容にまで立ち入り、指示するアメリカの態度は、まさにわが国を「属国扱い」するものであり、内政干渉もはなはだしいものと考えるが、政府の認識はどうか。

(3)　書簡に関連して農水省は、外務省を通じて、農産物の自由化について抗議的見解をアメリカ側に伝えたようであるが、内政干渉にわたる添付文書について、政府がなんらの抗議もおこなつていないのはなぜか。

二　ブロック書簡の添付文書は、実は日本の通産省が作成してアメリカの通商代表部に持ち込んだとされている点について

(1)　「通産省の出したものと一言一句違わないことをある筋から確認した（大蔵省筋）」、「某上司が指揮し、某さんが英文にしたことを知らされた。内容も変わつていないという（通産省筋）」、「指摘されるその件は暗黙の事項です（米側関係筋）」など、添付文書は通産省が作成してアメリカに持ち込んだと報道されているが、事実はどうか。

(2)　「外務省が直ちに在米大使館を通じ、USTR（米通商代表部）事務当局に対し『どういう性格の文書か』と照会したところ、間もなく、問題の追記（添付）文書はUSTRが作成したわけでなく、日本側通産省が持ち込んできたもので、内容がよくできていたのでそのまま渡した、と回答してきた。」との報道があるが、これは事実か。

(3)　外務省が、本件についてすすめている調査

の経過と結果、その内容を明らかにされたい。

三　通産省が首相談話の骨子をアメリカへ通報したとされる点について

(1)　報道によれば、通産省が調査した結果、文書は書いたことはないが、「五月七日、通産省で起草していた首相談話の骨子を電話で米通商代表部などへ通報した。」ことになっている。その通報の内容を詳細に明らかにされたい。

(2)　首相談話の骨子を通報することを、通産省のどのレベルで決定されたものか、通産大臣は了解していたのか、明らかにされたい。

(3)　鈴木内閣総理大臣は、米側に通報する時点で、通報することを了解していたか。また、その内容を承知していたか、明らかにされたい。

(4)　鈴木内閣総理大臣が五月二十八日に発表した談話は、いつ最終的にその内容が決定されたのか、明らかにされたい。

(5)　通産省が、首相談話の内容が決定される以前に、その内容をアメリカ側に通報していたとすれば、通産省がアメリカの圧力をつかって首相に指図させるものであり、自ら主権を放棄するというありうべからざる暴挙であるといわなければならないが、政府の認識はどうか。

四　ブロック書簡の添付文書の内容にたいする政府の見解について

(1)　添付文書について、全体としてどのような評価をしているか、うかがいたい。

(2)　「日本国内のいくつかの産業分野に衝撃を与えるが、……避けられないことだ。」と添付文書は述べているが、いくつかの産業とは、日米経済摩擦の現状からすれば、それは農業であり、また皮革産業をはじめ中小企業であることは明白である。政府はこれを認める立場に立っているのかどうか、明らかにされたい。

右質問する。

昭和五十七年八月十日

内閣総理大臣　鈴木　善幸

参議院議長　徳永　正利殿

参議院議員市川正一君提出ブロック米通商代表書簡にある通商産業省が作成したとされる市場開放対策に関する首相談話の案文を指示する添付文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員市川正一君提出ブロック米通商代表書簡にある通商産業省が作成したとされる市場開放対策に関する首相談話の案文を指示する添付文書に関する質問に対する答弁書

一について

(1)　ブロック米国通商代表の櫻内外務大臣等あての複数の書簡（以下「ブロック書簡」という。）に内閣総理大臣の談話の一案が添付されていたことは事実であるが、同書簡及びその添付文書の内容の詳細については、日米間の話合いの経緯にかかわるものであり、また、相手側の立場もあるので明らかにできない。

(2)及び(3)　本件に係る内閣総理大臣の談話は、我が国が自主的に決定したものであることは明らかであるので、本件は「属国扱い」とか「内政干渉」といった問題ではなく、強いて抗議するほどのことはないものと考える。

二について

通商産業省は、ブロック書簡の添付文書を同省が作成して米国に持ち込んだという事実はないことを確認しており、外務省がブロック書簡について行った情報収集の詳細については外交上の配慮もありお答えできないが、通商産業省が添付文書を米側に渡していないという点については、これを否定する事実を確認しているものではない。

三について

(1)及び(2)　通商産業省に対し、いわゆる三極会合の際の個別会談の項目について米側から問い合わせがあったので、通商産業大臣の指示により、外国製品及び外国投資の歓迎を骨子とする内閣総理大臣の談話について個別会談で説明する旨及びその骨子を米側に電話で通報した。

(3)及び(5)　外国製品及び外国投資の歓迎を骨子とする内閣総理大臣の談話を出すことについては、五月四日内閣官房長官、五月六日内閣総理大臣から大筋了承があった後、(1)及び(2)において述べたように米側へ通報したものであって、ブロック書簡が五月十一日付けで発出されていることからも、内閣総理大臣の談話について我が国が自主的に決定したものであることは明らかである。

(4)　原案につき関係各省庁間で事前に調整を行った後、五月二十八日の閣議において鈴木内閣総理大臣から発言があった内容を発表したものである。

四について

ブロック書簡及びその添付文書の内容の詳細については、日米間の話合いの経緯にかかわるものであり、また、相手側の立場もあって明らかにできないので、所見を述べることは差し控えたい。

ただ、政府としては、むしろ大企業性製品であるコンピューター、自動車タイヤ、写真フィルム等を中心に工業製品の関税引下げを行っているように、農業や中小企業にしわ寄せをしている事実はなく、そのような考えも持っていない。

〔参照〕

八月十八日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左に議事日程を掲載する。

議事日程　第二十六号

昭和五十七年八月十八日

午前十時開議

第一　私立学校振興助成法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二　国立又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法案（衆議院提出）

第三　裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

発行所　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局　電話　東京　五八二　四二（大代）　〒105

定価一部一一〇円